

随意契約結果（業務委託）

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地域密着型エリアリノベーションビジネス促進事業業務委託	04-03：催事	地域密着型エリアリノベーションビジネス促進事業共同企業体 代表者 株式会社インブリージョン	5,049,000円	令和1年7月3日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
2	プレーパーク事業業務委託	13-26：その他	大阪教育文化振興財団・こどもの里・あそぼパークProject共同事業体	9,966,024円	令和1年7月1日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
3	西成版サービスハブ構築・運営事業業務委託	13-26：その他	ヨリドコ西成連合体 代表事業者 特定非営利活動法人 金ヶ崎支援機構	16,865,278円	令和1年7月26日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—
4	平成31年度英語コミュニケーション事業業務委託	13-26：その他	株式会社ヒューマン・ブレン	1,480,950円	令和1年8月27日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	—

## 随意契約理由書

## 1 事業名称

地域密着型エリアリノベーションビジネス促進事業

## 2 契約相手方

地域密着型エリアリノベーションビジネス促進事業共同企業体

## 3 随意契約理由

本業務は、新今宮駅前エリアにおいて、エリア全体の集客力を高め、民間主体のにぎわい創出を誘導するにあたり、アンテナショップやまち歩きなどのイベント手法を用いた西成区の魅力を知ってもらう仕掛けづくりを地域の協力を得ながら効果的に実施することによりインバウンドによる活力やにぎわいを取込んだまちの活性化を目的とする。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和元年5月27日に「地域密着型エリアリノベーションビジネス促進事業」選定会議を実施した結果、上記事業者を実施事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

## 4 担当部署

西成区役所総務課（電話番号 06-6659-9958）

## 特名理由

委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

令和元年6月22日に開催された「プレーパーク事業業務委託」選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「大阪教育文化振興財団・こどもの里・あそぼパーク Project 共同体」を実施事業者と決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき当該事業者と随意契約を行う。

随意契約理由書

1 案件名称

西成版サービスハブ構築・運営事業

2 契約の相手方

ヨリドコ西成連合体 代表者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 理事長 山田 實

3 随意契約理由

本事業は、稼働能力の把握が困難である生活保護受給者に対して、実効性のある支援を行い、就労やボランティア活動などにつなげ、社会への再包摂を促すことにより、自身の能力向上（エンパワーメント）を図るとともに、支援の過程におけるアセスメント等を通じて、支援に必要な見立てを行うことなどを目的としている。

このような事業を遂行するに当たっては、民間団体等が有するノウハウを最大限活用する必要があることから、当該団体等から広く提案を受け付けるため、プロポーザル方式による受注業者の選定を行うこととした。

そして、「ヨリドコ西成連合体」は、令和元年6月19日に開催された事業者選定会議において、優れた提案を行った事業者であると評価されたため、当該事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（事業調整グループ） （電話番号 06-6659-9792）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
平成 31 年度英語コミュニケーション事業業務委託
- 2 契約相手方  
株式会社ヒューマン・ブレイン
- 3 特名随意契約理由  
本事業は、西成区在学の小学生及び中学生を対象に、ネイティブスピーカーが行う授業を通じて、自国と他国の文化を理解しながら、英語表現をグループレッスン形式で楽しく学び、英語への苦手意識の軽減や、自己の意思を表現できることへの達成感を得ることで、積極的に英語を学習する動機付けとなることを目的としている。国際社会で必要とされるコミュニケーション能力を身につけるには、国際共通語の英語で「読む」「書く」「聞く」「話す」能力に加え、自己を認識しながら、他者を理解する「ダイバーシティ力」が必要であり、これらの目的を達成するためには、英語指導に関する専門的な知識や経験を活用することが必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける事が望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。  
学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ヒューマン・ブレインの評価点が本市の求める基準を満たし、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ヒューマン・ブレインと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
- 5 担当部署  
西成区役所 保健福祉課（子育て支援）  
（電話番号 06-6659-9824）